北名古屋市監査公表第３号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１４項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

　　令和３年１月２７日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　渡　邊　幸　子

３　北　財　第　４　号
令和３年１月２０日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　渡　邊　幸　子　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和２年１２月１１日付け２北監第４８号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜財政課＞

１　【監査委員意見】

施設の統廃合などによる公有財産の適正な管理について、庁内での周知徹底を図られたい。

２　【措置の状況】

施設の統廃合などによる公有財産のその後の利活用等について、各施設の管理課へ計画的に進めるよう発信します。

３　北　税　第　８　号
令 和 ３ 年 １ 月 ６ 日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　渡　邊　幸　子　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和２年１２月１１日付け２北監第４８号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜税務課＞

１　【監査委員意見】

固定資産税の減免申請事務においては改善の余地がある。

２　【措置状況】

固定資産税の減免について、申請書の記載内容や疎明資料等の確認をより慎重に行い、条例及び規則に沿った適正な事務の執行に努めます。

２北収第７１８号
令和２年１２月２５日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　渡　邊　幸　子　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和２年１２月１１日付け２北監第４８号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜収納課＞

1　【指摘事項】

⑴　庶務事務について

徴税吏員証について、交付簿に回収の記録がないものや、回収して廃棄処分していないものがあった。

2　【措置状況】

⑴　指摘事項については、交付簿に回収の記録を記載し、回収した徴税吏員証は廃棄処分しました。

3　【監査委員意見】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による納税相談や徴収猶予の申請が増加している。猶予制度についてはホームページ等で周知・広報を行っているところであるが、収納状況を適切に把握しながら引き続き広く周知を図り、納税相談や制度の適用に迅速かつ柔軟に対応していただきたい。

4　【措置状況】

猶予制度について、ホームページ等で引き続き広く周知を図り、納税相談や制度の適用に迅速かつ柔軟に対応します。